

平成 23 年度尼崎市歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

平成 24 年 8 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 崎 市 長
稲 村 和 美 様

尼 崎 市 監 査 報 告 第 1 2 号
平 成 2 4 年 8 月 2 8 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	章	治
同	田	村	征	雄

平成 23 年度尼崎市歳入歳出決算及び
基金運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により審査に付された平成 23 年度尼崎市歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類の審査を行った。

その結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	2
第 5	各会計歳入歳出決算	
1	総括	5
2	決算の概要	9
(1)	決算の状況	9
(2)	財政状況	11
(3)	将来にわたる財政負担	12
3	一般会計の状況	13
(1)	歳入	13
ア	歳入の概要	13
イ	款別の歳入状況	16
第 05 款	市税	16
第 10 款	地方譲与税	17
第 11 款	利子割交付金	17
第 12 款	配当割交付金	18
第 13 款	株式等譲渡所得割交付金	18
第 14 款	地方消費税交付金	19
第 16 款	自動車取得税交付金	19
第 18 款	地方特例交付金	20
第 20 款	地方交付税	20
第 25 款	交通安全対策特別交付金	21
第 30 款	分担金及び負担金	21
第 35 款	使用料及び手数料	22
第 40 款	国庫支出金	22
第 45 款	県支出金	23
第 50 款	財産収入	24
第 55 款	寄付金	24
第 60 款	繰入金	25
第 65 款	繰越金	25
第 70 款	諸収入	26
第 75 款	市債	27
(2)	歳出	28
ア	歳出の概要	28

イ	款別の歳出状況	32
	第 05 款 議会費	32
	第 10 款 総務費	32
	第 15 款 民生費	33
	第 20 款 衛生費	34
	第 25 款 労働費	34
	第 30 款 農林水産業費	35
	第 35 款 商工費	36
	第 40 款 土木費	36
	第 45 款 消防費	37
	第 50 款 教育費	38
	第 53 款 災害復旧費	38
	第 55 款 公債費	39
	第 60 款 諸支出金	39
	第 65 款 予備費	40
4	特別会計の状況	41
	国民健康保険事業費	42
	地方卸売市場事業費	43
	用品調達事業費	44
	育英事業費	45
	農業共済事業費	46
	都市整備事業費	47
	公共用地先行取得事業費	48
	公害病認定患者救済事業費	49
	母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	50
	青少年健全育成事業費	51
	介護保険事業費	52
	後期高齢者医療事業費	53
	駐車場事業費	54
	廃棄物発電事業費	55
	競艇場事業費	56
5	財産の状況	57
第 6	基金の運用状況	
1	歴史博物館資料取得基金	61
	審査資料	63

凡 例

- 1 各表中の金額は、原則として円単位で表示している。
- 2 文中で用いる金額のうち、万円単位で表示のものは、表示単位未満は切り捨て、それ以外のものは、原則として表示単位未満は四捨五入した。
- 3 文中及び各表中に用いる比率は、原則として表示単位未満は四捨五入した。また、各表中総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」＝ 減又はマイナス
 - 「—」＝ 該当数値のないもの
 - 「0.0」＝ 表示単位未満の数値があるもの

第 1 審査の対象

- 1 平成 23 年度 尼崎市一般会計歳入歳出決算
尼崎市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計地方卸売市場事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計用品調達事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計育英事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計農業共済事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計都市整備事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計母子及び寡婦福祉資金貸付事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計青少年健全育成事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計廃棄物発電事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計競艇場事業費歳入歳出決算
尼崎市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類
- 2 平成 23 年度 尼崎市歴史博物館資料取得基金の運用状況

第 2 審査の期間

平成 24 年 7 月 2 日から 8 月 10 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された平成 23 年度尼崎市歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか並びに計数が会計管理者及び関係部局の所管する証書類と符合するかを照合し、確認するとともに予算の執行状況についても審査を行った。

また、歴史博物館資料取得基金の運用状況を示す書類の審査は、計数が関係部局の所管する証書類と符合するかを照合し、確認するとともに基金がその設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかについて行った。

なお、審査に当たっては関係職員の説明を求めたほか、例月出納検査並びに財務（定期）監査及び行政監査の結果を参考とした。

第4 審査の結果

1 各会計歳入歳出決算

審査に付された平成 23 年度尼崎市歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数も証書類と符合し誤りはないと認められた。

また、予算の執行状況は、次の事項を除き、おおむね適正であると認められた。

企画財政局での平成 23 年度尼崎市公営企業審議会運営支援等委託業務に係る委託料が、平成 23 年度の出納閉鎖日までに支出されず、結果として平成 24 年度予算の予備費から充当して支出していることは、基本的な会計事務手続の逸脱があることに他ならず、担当職員はもちろんのこと、管理監督者においては特にその職責を十分認識し、会計事務を適正に行うよう指摘する。

2 基金の運用状況

歴史博物館資料取得基金の運用状況を示す書類を審査した結果、それらの計数は証書類と符合し誤りはないと認められた。

なお、歴史博物館資料取得基金は、歴史博物館建設事業の凍結により、平成 14 年度以降一般会計への処分が行われておらず、資料収集も休止されている。